主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人は、昭和二五年七月二四日東京高等裁判所の言い渡した判決に対して同年 八月七日電報により又同年九月二日書面により上告の申立をしたものであることは 記録により明らかである。刑訴法四一四条三七四条によれば、上告をするには申立 書を原裁判所に差し出さなければならないのであつて、訴訟手続の明確を期する趣 旨から見れば、電報はここにいう書面に該当しないものと解するのを相当とする。 従つて電報による上告の申立は法令上の方式に違反したものであるし、又その後に 提出された上告申立書は、上告権の消滅後にされたものであることが明からである。 よつて刑訴法四一四条三八五条一項により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二五年一二月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	; JII	太 -	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠